

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における 保証証書（契約保証・前払金保証）の電子化について

このたび、唐津市では、行政手続きのDXの取り組みの一環として、建設工事等における保証証書（契約保証・前払金保証）を電子で受領した場合の手続きを定め、令和6年4月1日より電子保証が利用できることとしましたので、お知らせいたします。

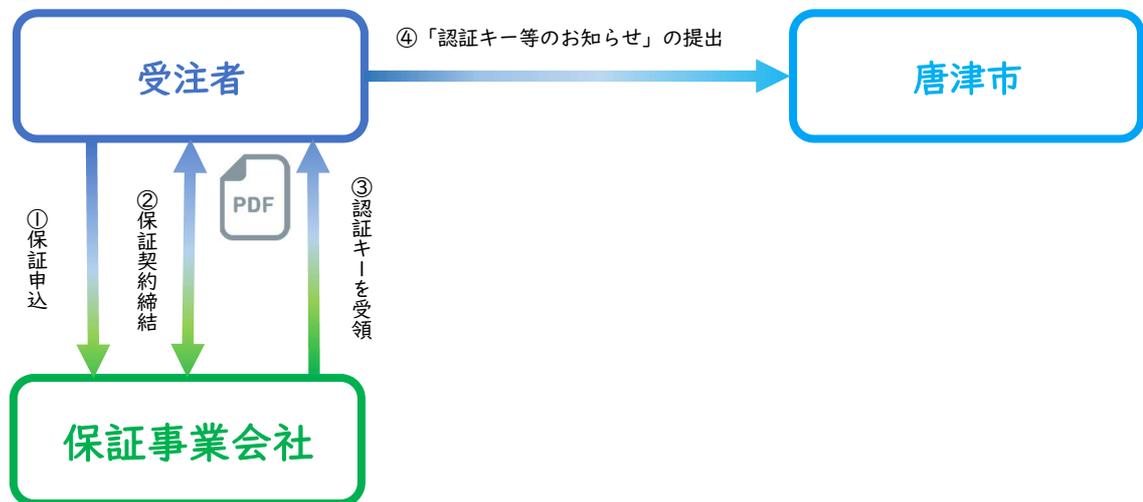
なお、本手続きの実施以降も従来通り書面による保証証書の提出は可能です。

1 対象となる保証

契約保証（保証変更を含む。）、前払金保証、中間前払金保証

2 手続きの概要

- ①受注者は、西日本建設業保証株式会社が提供するインターネット保証申込サービス（e-Net 保証）等を利用し、保証事業会社に対し保証を申し込む。
- ②受注者と保証事業会社は保証契約を締結する。
- ③受注者は保証事業会社から「認証キー」を受領する。
- ④受注者は受領した「認証キー等のお知らせ」を、唐津市に対し電子メールに添付し送信又は印刷して提出する。



注意事項

- ・「認証キー等のお知らせ」は、各工事の契約書提出先へ電子メールに添付又は印刷して提出してください。
- ・「認証キー等のお知らせ」は、契約締結又は前払金請求までに提出してください。
- ・前払金保証は、契約保証とは別に「認証キー等のお知らせ」が必要です。